

# 福岡県同行援護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱

## 1 趣旨

この要綱は、「福岡県同行援護従業者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の10「事業者の指定」に基づき、同行援護従業者養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について必要な事項を定め、研修事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

## 2 指定の要件

福岡県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。

- ① 法人であること。
- ② 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ③ 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を備えていること。
- ④ 研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ⑤ カリキュラムについては、要綱に定める各課程のカリキュラムの内容に従って実施できること。
- ⑥ 研修事業を実施するために必要な本要綱に定める基準を満たす実習施設が確保されていること。
- ⑦ 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- ⑧ 指定を受けようとする者が、過去3年以内に本要綱14に定める指定の取消処分を受けていないこと。
- ⑨ 指定を受けようとする者が、次に該当するものでないこと。
  - ア 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から、その事業活動を支配されている者
  - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しない者
  - エ 福岡県暴力団排除条例第25条第3項の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - オ 法人の役員等のうちに、イからエまでのいずれかに該当する者がある者
- ⑩ その他、実施要綱及び本要綱に定める事項が遵守されること。

### 3 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が実施要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修定員は、おおむね40人以内とすること。
- (3) 講師については、別紙「福岡県同行援護従業者養成研修講師要件」に定める講師基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が確保されていること。  
実習を担当する講師については、おおむね受講者20人あたり1人とし、講師のほかに助手を確保する等、受講者全員が十分な実習をできるように努めること。
- (4) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。

### 4 学則の制定

事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定するものとする。

- ① 事業の目的
- ② 指定事業者の名称、所在地
- ③ 実施課程及び形式
- ④ 研修事業の名称
- ⑤ 実施場所
- ⑥ 研修期間
- ⑦ 研修カリキュラム
- ⑧ 使用教材
- ⑨ 講師氏名
- ⑩ 研修修了の認定方法
- ⑪ 研修欠席者の取扱い
- ⑫ 補講の取扱い
- ⑬ 受講の取消し
- ⑭ 修了証明書の交付
- ⑮ 募集時期および開講時期
- ⑯ 受講資格および受講定員
- ⑰ 受講手続き
- ⑱ 研修参加費用（内訳、テキスト代）
- ⑲ 修了者の管理
- ⑳ 研修事業執行担当部署（問い合わせ先）
- ㉑ その他研修実施に係る留意事項

## 5 指定の申請

指定を受けようとする者は、当該研修事業における研修を開始しようとする2か月前までに、必要事項を記載した「福岡県同行援護従業者養成研修事業指定申請書」（様式第1号）及び下記の必要事項を知事に提出しなければならない。

### ① 事業者に関する事項

- ア 事業者概要
- イ 組織図
- ウ 役員名簿
- エ 事業者規約（定款等）
- オ 法人の登記事項証明書
- カ 資産の状況（申請者の予算書、決算書）

### ② 研修事業に関する事項

- ア 学則（様式第1号の2）
- イ 研修日程表（様式第1号の3）
- ウ 講師一覧表（様式第1号の4）
- エ 講師履歴書（様式第1号の5）
- オ 講師就任承諾書（様式第1号の6）
- カ 講師資格証の写し
- キ 実習施設一覧（様式第1号の7）
- ク 講義室及び演習室の会場見取図
- ケ 実習利用承諾書（様式第1号の8）
- コ 実習ルートが分かる略地図
- サ 収支予算及び向こう2年間の研修計画・財政計画（様式第1号の9）
- シ 修了証明書及び携帯用修了証明書
- ス 募集広告、受講案内及びパンフレット等の案文

### ③ その他知事が求める書類等

## 6 指定の決定

- (1) 知事は、本事業の指定を受けようとする者から申請があったときは、実施要綱及び本要綱に基づき、その内容を審査する。
- (2) 知事は、(1)の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (3) 知事は、申請者に対し、指定の可否を決定し、「福岡県同行援護従業者養成研修事業指定通知書」（様式第2号）又は「同不指定通知書」（様式第2号の2）により、申請者に通知する。

## 7 実施計画の届出

- (1) 事業者が研修を実施する場合は、毎年度、研修開始予定日の2か月前までに、「同行援護従業者養成研修実施計画書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- (2) 事業者は、事業計画の延期を決定した場合、決定の日から10日以内に「同行援護従業者養成研修事業計画延期届」(様式第4号)を知事に提出するものとする。
- (3) 事業者は、事業計画の中止を決定した場合、決定の日から10日以内に「同行援護従業者養成研修事業計画中止届」(様式第5号)を知事に提出するものとする。

## 8 事業内容の変更

- (1) 事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更事項が生じる日の10日前までに「福岡県同行援護従業者養成研修事業計画変更届」(様式第6号)を知事に届け出ることとする。

ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は研修終了後10日以内に知事に届出することができる。
- (2) 知事は、(1)の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。

## 9 事業の休止・再開

- (1) 事業休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない(開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合をいう。事業者は、その1年度に限り事業の休止をすることができる。

ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止としない。

なお、続けて2年度にわたり研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。
- (2) 事業者は、研修事業を休止又は再開する場合には、休止は事業者で決定後10日以内に、再開は研修の募集期間の2ヶ月前までに「福岡県同行援護従業者養成研修事業休止・再開届」(様式第7号)により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、本要綱7(1)に基づき再開の届出に合わせて実施計画書の届出を行わなければならない。

## 10 事業廃止の届出

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止を事業者で決定後10日以内に「福岡県同行援護従業者養成研修事業廃止届」(様式第8号)により知事あてに届け出るものとする。
- (2) 知事は、事業者から届け出なく事業が2年度間開講されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

## 11 事業報告

事業者は、研修終了後1ヶ月以内に、「福岡県同行援護従業者養成研修事業実績報告書」(様式第9号)又は、「福岡県同行援護従業者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(様式

第9号の2) に下記のものを添付して知事に報告するものとする。

- ① 福岡県同行援護従業者養成研修修了者名簿（様式第9号の3）

## 12 秘密の保持

- (1) 事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報については適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。
- (2) 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導するなど、必要な措置を講じなければならない。

## 13 調査及び指導等

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び指定事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実施に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施状況等に関して適当でないとき認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

## 14 指定の取り消し

- (1) 知事は、本要綱6に基づき研修事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。
  - ① 本要綱2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき
  - ② 研修指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告等があったとき
  - ③ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
  - ④ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき
  - ⑤ 本要綱13に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき
  - ⑥ その他研修事業者として不適切と判断されるとき
- (2) 知事は、(1)による取消しを行った事業者名、研修課程及び形式並びに取消し年月日等を公表するものとする。

## 15 聴聞の機会

知事は、本要綱13(2)の研修事業の中止を命ずる場合及び本要綱14の指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

## 16 関係書類の保存

事業者は、次に掲げる書類を作成し保存しなければならない。ただし、修了者に関する台帳等は永久保存とする。

- ① 受講者の研修への出席状況

- ② 成績等に関する書類
- ③ 受講者及び修了者に関する台帳等の書類
- ④ その他実習した研修に関する書類

## 17 その他

- ① 知事は、福岡県同行援護従業者養成研修の事業者の指定について、他の都道府県に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- ② この要綱に定めるもの以外については、別途知事の定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は平成23年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。